

災害用備蓄物資（ようかん）仕様書

1 総則

本仕様書は、京都市が災害用備蓄物資として購入する加水及び調理が不要な食料について定めたものである。

2 担当者等

京都市行財政局防災危機管理室（０７５－２２２－３２１０）
河野、氏家

3 数量

１２０，９００食

4 仕様

以下の製品とする。ただし、以下の仕様を満たしていること。また、仕様を満たす場合は同等品を可とする。

- ・ 井村屋株式会社「えいようかん」

(1) 材料など

ア タイプ
ようかん

イ 材料

アレルギー物質に関して、下記特定原材料等不使用のこと。

- ・ 特定原材料９品目（えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生、カシューナッツ、くるみ）
- ・ 特定原材料に準ずるもの２０品目（アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、ピスタチオ）

(2) 内容料

６０ｇ以上（１本当たり）

(3) カロリー

１７０kcal 以上（１本当たり）

5 保存期間

納入月又はその前月に製造されたもののみを納入し、常温保存にて５年間以上の賞味期限を有するものとする。

6 梱包

(1) 内容物

１ケース１００本（５本×２０箱）入りで梱包すること。

(2) 梱包材

ダンボールを使用し、開口部をガムテープで閉じること。また、箱自体を透明フィルムで密封すること。

(3) 強度

1 2 段積み能耐得る強度とすること。なお、強度計算するにあたり、箱及び内容物で荷重を支えるものとする。

(4) 表示

上面及び底面を除く側面に別紙「ようかん外箱への記載事項及び梱包イメージ」のとおり記載すること。

外箱に印字することができない場合は、別紙の内容が記されたシール等を貼り付けることとする。

7 納期

令和8年12月1日（火）から令和9年2月26日（金）までの本市が指定した時期とする。

8 納入場所と仕様及び数量

(1) 納入場所

本市が指定する京都市内又は京都市に隣接する市町内の倉庫（1箇所の予定。詳細は契約決定後、提示する。）

(2) 納入時等における業務内容

ア 納入時には、納入先施設管理者等に納入物資の数量確認を受けたうえで、受注者において作成した受領書に納入物資の数量の記入を受けること。なお、原則として、本市担当者は、納品先での立会いは行わない。

イ 納品状況がわかるように、納品後に納品物の全体写真及び納品物の外箱の側面の記載事項が確認できるように撮影すること（撮影枚数は4、5枚程度）。

納品写真のデータ（jpg等）は納品後、納品書とともに速やかに担当者まで提出すること。

9 証明書等

納品時点において、必要な証明書を防災危機管理室まで提出すること。

(1) 品質証明書

仕様を満たす内容であることを証明できるもの。（原本）

（特定原材料等の不使用、カロリー、内容量等）

(2) 品質保証書

5年保存を証明する製造業者の証明書（原本）

(3) 食品衛生法に基づく登録検査機関が発行する保存試験成績証明書

（検体は5年以上を実際に保管された製品とする。複写可）

10 その他

(1) 受注者は、契約後速やかに本市と仕様の詳細についての協議を行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点は、本市の担当者と協議のうえ、定めるものとする。

ようかん外箱への記載事項及び梱包イメージ

1 外箱（側面）への記載事項

(1) 側面（長辺の2面）

ア 品目

「加水等が不要な食料（ようかん アレルギー物質29品目不使用）」

イ 数量及びタイプ

「量目 100食」

ウ 納入年月及び賞味期限

「令和〇〇年〇月納入」（納入する年月を記載すること。）

「賞味期限令和〇〇年〇月」（納入する商品の賞味期限を記載すること。）

エ 製造業者の名称

「製造者 会社名」

(2) 側面（短辺の2面）

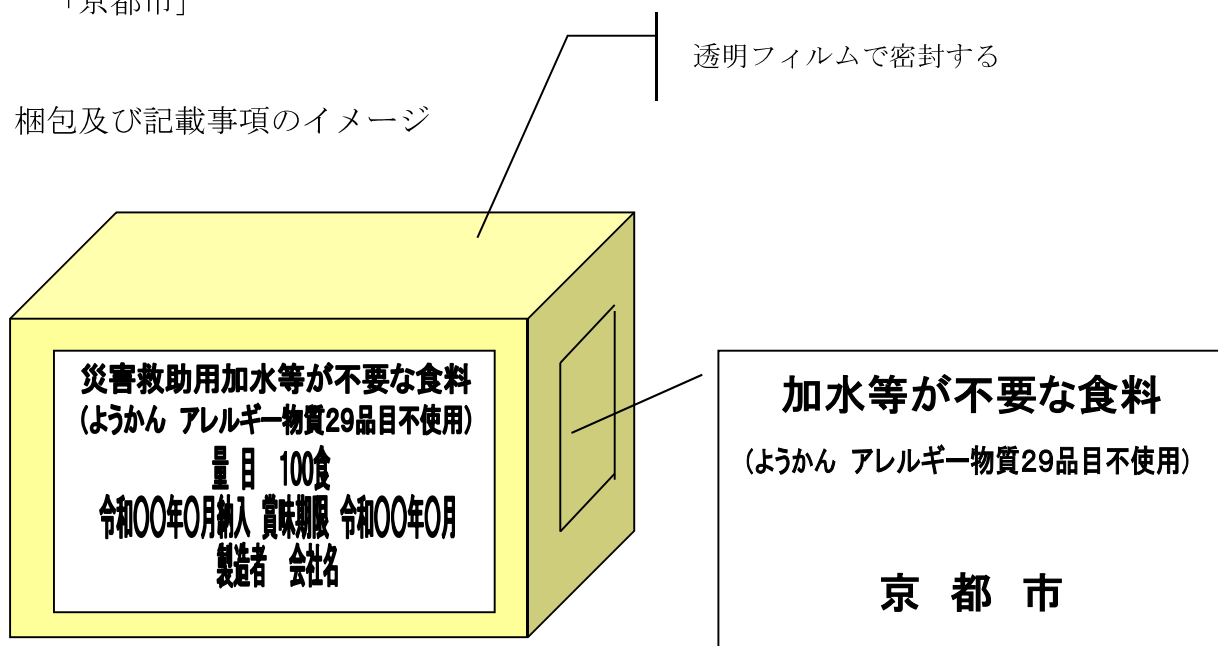
ア 品目

「加水等が不要な食料（ようかん アレルギー物質29品目不使用）」

イ 本市名

「京都市」

2 梱包及び記載事項のイメージ



* 本イメージに記載していない側面（長辺及び短編）についても、同様の内容を記載すること。